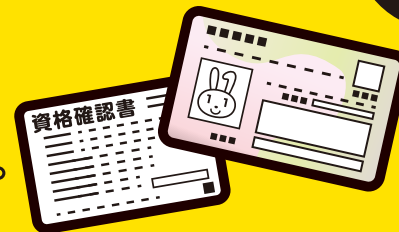


後期高齢者医療制度と国民健康保険にご加入の方 健康保険証の有効期限をご確認ください！

令和7年8月1日*以降順次、健康保険証は使えなくなります。

*お住まいの自治体によって異なる場合があります。

健康保険証失効後は、医療機関等の窓口で、**マイナ保険証**か**資格確認書**をご利用ください。
ご自身が資格確認書の交付対象かどうかは、以下をご参照ください。



後期高齢者の方

全員に資格確認書が
交付されます。

※令和8年7月末まで

マイナ保険証をお持ちでない方

健康保険証の**有効期限前**に
資格確認書が交付されます。

マイナ保険証の有無(利用登録状況)は
マイナポータル等でご確認いただけます。

マイナ保険証の利用が困難な方*

申請により
資格確認書が交付されます。

*ご高齢の方や障害をお持ちの方など

マイナ保険証があれば、過去の病歴やお薬情報などがわかり、
救急現場での適切な処置につながるなど、より良い医療が受けられます。
この機会にぜひ切り替えをご検討ください。

マイナ保険証の
メリットをご紹介します！
詳細はこちら→

厚生労働省 マイナ保険証

